

Title	"1949年秋-朝鮮戦争"における占領政策・講和政策
Sub Title	Occupation policy and "treaty of peace" policy during the period from autumn 1949 to the Korean War
Author	井村, 喜代子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1980
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.73, No.5 (1980. 10) ,p.749(95)- 770(116)
JaLC DOI	10.14991/001.19801001-0095
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19801001-0095

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

“1949年秋～朝鮮戦争”における

占領政策・講和政策

井村 喜代子

占領政策の展開 (1945～49年)

はじめに

第1節 管理方式の特徴

第2節 初期占領政策

第3節 占領政策の「変更」 (以上、本誌72巻2号, 1979年4月)

“1949年秋～朝鮮戦争”における占領政策・講和政策

はじめに

序節 “1949年秋～朝鮮戦争”

第1節 占領政策・講和政策の展開

第2節 対日経済政策 (以上、本稿)

は じ め に

1949年秋から1950年にかけて、第2次大戦後の世界史は新しい段階に移ったといわれるぐらい重要な変化をとげた。

1949年秋、大戦後の“冷戦”に対し、したがってまたアメリカの世界戦略に対し、きわめて重要な影響を与える2大事件が生じた。ソ連の原爆実験成功(トルーマン大統領, 1949.9.23公表)と、中華人民共和国成立(1949.10.1)である。中国での共産党の勝利はかなり前から予測されたこととはいえ、中華人民共和国成立は、中国を第2次大戦中より大戦以後のアジア戦略の拠点としようとしていたアメリカに対して、その政策の完全なる破綻をしめすものであった。また、ソ連の原爆開発は、第2次大戦末以降、世界におけるアメリカの優越的地位を支えてきた原子力独占の崩壊を意味するものであり、しかもそれはアメリカ側の予測よりもかなり早かっただけに、アメリカにとっては中国革命成功以上の衝撃でさえあった。1949年12月以降2ヶ月にわたる毛沢東のモスクワ滞在、「中ソ友好同盟相互援助条約」の締結(1950.2.14)は、2つの衝撃の深刻さを一層痛感させるものであった。

こうした2大事件のもとで、アメリカはアジアにおける反共の集団安全保障体制の確立計画(国家安全保障会議=NSC, 48/2, 1949.12.30)、トルーマン大統領による水爆製造の指令(1950.1.31)、大規

模な軍事力拡張計画 (NSC, 68, 1950.4.7)⁽¹⁾ ……と、積極的な軍事的対決の姿勢を強めていったが、こうしたなかで1950年6月25日、朝鮮戦争が勃発したのである。朝鮮戦争は、1949年秋の2大事件のもとでの“冷戦”激化、アメリカの新しい世界戦略の推進という背景のもとではじめて把握できるものであるし、朝鮮戦争によって1949年秋にはじまるアメリカの新しい世界戦略の方向が決定的なものとなっていったのである。“1949年秋～朝鮮戦争”とするゆえんである。

この“1949年秋～朝鮮戦争”は、アメリカにとっての日本(本土)、沖縄の重要性を格段と高めた。前稿でみたように、日本をアジアの「反共の防壁」(‘48.1.6.ロイヤル演説)とするという占領政策はすでに出されてはいたが、中国革命が勝利し、朝鮮戦争が生じた局面では、アメリカにとっての日本、沖縄の意義はそれ以前に考えられていたものよりはるかに重要なものとなった。それゆえアメリカは、“1949年秋～朝鮮戦争”のもとで、日本、沖縄を恒久的にアメリカのアジア反共軍事体制に組み入れ、その重要な環としていく具体的措置を急いだ。日本に対しては、共産主義的運動に対する抑圧体制の仕上げと自衛力の創出を急ぐとともに、国際的にはかかる目的を実現する対日講和を急ぐのである。

そのさい、アメリカは、日本占領における決定的地位(前稿参照)のもとで自己の好む講和の内容と方式を選ぶことができたし、アメリカ占領軍にとってきわめて有利な占領管理方式・管理法体系(前稿27～8頁)にもとづいていわゆる“ポツダム命令”を十二分に活用しつつ抑圧の確立や自衛力の創出を即時実施することができた。

そして、この“1949年秋～朝鮮戦争”下に作り上げられた講和条約・日米安保条約は、占領終了後長期にわたって、日米の政治的・軍事的・経済的諸関係を、日本の国際的位置を、その根底において規定することとなる。それゆえ、1952年4月28日、講和条約・日米安保条約の発効によって6年8ヶ月に及ぶ占領は終了するものの、それは日本が自由な独立国として国際社会に登場し自由な選択によって国際関係をとり結んでいけるようになったことを意味するものでは決してなかった。日本は法的自主権を回復する以前に、アメリカの長期にわたる占領管理を通じて自国の国際的位置・国際的方向性を決定されていたのである。

本稿は、前稿(敗戦から1949年までの占領政策の展開)と同様、アメリカの占領政策が戦後日本資本主義の展開をその根底において規定したという問題意識にたつての考察である。初期占領政策による一連の戦後改革や占領政策の転換などについては、近年数多くの研究が行なわれているが、それに反し、本稿で対象とする時期の占領政策・講和政策についてはこれを日本資本主義との関係で考察しようとする研究はほとんど無いといってよい。本稿でみるように、この“1949年秋～朝鮮戦争”のもとでは、アメリカの対日政策の中心はあくまでも軍事的なものであったため、国際政治問題・

注(1) 秦郁彦『アメリカの対日占領政策』(『昭和財政史』(3))1976年、東洋経済)第5章第1節を参照。

なお、占領政策にかんする文献については、前稿「占領政策の展開(1)」(『三田学会雑誌』72巻2号、1979年4月)の(注2)(22頁)。

軍事問題としてその研究者に委ねられているのであろう。しかし、この“1949年秋～朝鮮戦争”の時期こそは、1955年以降本格化する新鋭重化学工業の創出・“高度成長”の展開の基盤と方向性が確定された時期であって、この時期のアメリカ占領政策・講和政策は、それらに対し決定的な影響を与えたのであるから、本稿で対象とする時期の占領政策・講和政策は、前稿でみた時期の占領政策と同様に——ある意味ではそれ以上に、日本資本主義の展開に対して重大な影響を与えたといえよう。もっとも本稿は、アメリカの占領政策・講和政策それ自体を対象とするものであって、新鋭重化学工業の創出・“高度成長”の展開の基盤と方向性が、この占領政策・講和政策によって規定されつついに確定されていったかという問題の総体的把握は、次稿の課題である。

序節 “1949年秋～朝鮮戦争”

“1949年秋～朝鮮戦争”は、“冷戦”とアメリカの世界戦略、対日政策に対してきわめて重要な諸影響を与えた。

第1に、“冷戦”を、米ソの2大対立から、資本主義陣営と社会主義陣営との対抗というグローバルなものとすると同時に、“冷戦”の主要舞台をヨーロッパからアジアへ移した。第2次大戦後、“冷戦”はヨーロッパを舞台として展開したが、ヨーロッパでは、東欧社会主義諸国の成立をみたとはいえ、マーシャル援助による資本主義諸国の経済的復興を基礎として、アメリカ指導のもとでの資本主義陣営の結束がすすみ、1949年4月 NATO 成立、5月ベルリン封鎖解除と、一応の安定がはかれる。

これに反し、アジアでは、中華人民共和国成立、中ソ同盟条約締結が実現したうえ、朝鮮半島、インドシナの状況もきわめて不安定であったので、1949年末以降アメリカはアジアにおける反共軍事体制を確立するべく全力を傾ける。

1949年12月の国家安全保障会議の決定 (NSC, 48/2, 1949.12.30) は、共産主義勢力の増大を阻止するために、アジアの諸国における反共勢力を助けつつ、集団安全保障体制を形成させていくことを決めた。もっとも、この時期にはアジアにおける具体的戦略はまだ明確ではなかったようであり、1950年初頭のアチソン国務長官の有名な演説 (1950.1.12) は、アメリカのアジア防衛を強調しつつも、アメリカの「防衛線」をアリューシャン列島—日本、琉球—フィリピン⁽²⁾とすることによって、アメリカが朝鮮と台湾を放棄したのかという疑問や論議をよぶことにもなった。ただし、実際には、1950年初頭アメリカのアジアへの介入は急速に積極化し、アチソン演説が論議をよんでいたとき、アメリカは「米韓相互援助条約」の調印 (1950.1.26) を行うとともに、ホー・チ・ミンの勢力が拡大していたインドシナでは、1950年1月、ソ連と中国のベトナム民主共和国 (‘50.1.14.独立宣言) の

注(2) 斎藤真、永井陽之助、山本満編『戦後資料、日米関係』(1970年、日本評論社)10～15頁。

承認に対抗し、2月ただちにバオダイのベトナム国を承認し、5月以降、フランス軍に対し軍事援助を拡大していった。

こうしたアジアにおける緊張激化のもとで朝鮮戦争が勃発し⁽³⁾、ここで“冷戦”は熱戦となりその舞台は完全にアジアに移り、その後アジアは約20年間にわたって戦乱の舞台となるのである。

第2に、ソ連の原子爆弾開発によって“核の時代”が出現し、“冷戦”において軍事力のもつ比重が急激に強化されていったのに加えて、朝鮮戦争が世界的規模での軍事力強化に拍車をかけていった。

1950年1月31日、トルーマン大統領は、ソ連の原爆開発に対抗するべく水爆製造を指令すると同時に、国務省、国防省に対してアメリカの外交・国防政策の全面的な検討を命令した。その報告結果を回付された国家安全保障会議は、国防費予算を150億ドルからいっきに350～500億ドルへ引上げることなどを含んだアメリカの大規模な軍事力拡張計画を決定した(NSC, 68, 1950.4.7)。

朝鮮戦争の勃発は、かかる軍事力拡大傾向のなかで生じ、その傾向を決定的なものとした。アメリカは1952年11月水爆実験に成功、同じ11月大統領選挙で勝利したアイゼンハワーとダレス(国務長官)は、従来の「封じ込め(containment policy)」政策からさらに進んで「まき返し政策(rollback policy)」を唱え、“力による政策”を一段と強化するが、ソ連もまた軍事力による対抗政策を強め、1953年8月水爆実験に成功、核の対抗による核の拡大が展開する⁽⁴⁾。

第3に、“1949年秋～朝鮮戦争”は、アメリカ国内の反共思想・冷戦イデオロギーの高揚、挙国一致的な反共的結束の強化を促し、軍拡路線の実施を容易にするとともに、資本主義諸国に対して、世界的規模での反共的結束・軍備拡大強化を促す作用をはたした。とりわけ朝鮮戦争について、アメリカはこれを国際的共産主義による軍事侵略として訴え、アメリカを中心とする資本主義陣営の結束強化・軍事体制強化を推進するために大いに利用した。6月27日のトルーマン大統領の武力介入声明は挙国一致的な支持をうけ、アメリカはソ連欠席中の国連安全保障理事会の決議(7.7)によって国連軍という形でもって朝鮮戦争に本格的な武力介入をすすめていった。すでに1949年秋の2

注(3) 朝鮮戦争勃発についてはいまなお決定的な証拠がない。

ただ、いずれにしても、朝鮮戦争勃発の基礎に、1949年秋以来、アメリカが急速にアジアの反共軍事体制確立をすすめていたことがあった点は認められる。第1節でみるように、日本においても、6月はじめより、デモ禁止、集会の厳しい規制など異常なぐらいの取締り強化が実施されていたし、戦争勃発の直前、ダレス国務長官顧問、ジョンソン国防長官、ブラッドレー統合参謀本部議長等が来日、マッカーサーと会談している。これらは日本、朝鮮、台湾などに、アメリカが急速に反共軍事体制を確立・強化しようとしていることをしめしていた。

戦争の最初の挑発が何であれ、北朝鮮が38度線から南下したのは、李政権の極度の腐敗と弾圧政策に加えて、アメリカのこうした急速な軍事化政策のため、朝鮮統一がまったく不可能となると判断したためではなかろうか。

いま一つ、アメリカが参戦したさい、38度線をこえて北上する決定——「現状回復」から「現状変更」へ——は、従来マッカーサーの無謀な独断といわれていたが、最近の米国外交文書公開により、「朝鮮戦争勃発直後、国務省内部の文官たち……のイニシアティブで、アチソン国務長官の承認のもとに始められたという事実が、白日のもとにさらけだされている。」(永井陽之助『冷戦の起源』1978年、中央公論社、323頁、傍点永井氏)のも、注目に価する。

(4) 『現代の戦争、講座現代(7)』(1963年、岩波書店)およびその巻末参考文献。

大事件のもとで、アメリカ国内では従来の民主党の軟弱路線に対する非難が強まっており、1950年2月以降マッカーシーの“魔女狩り”が開始されていたが、こうした動きは朝鮮戦争によって一段と強化されていった。第2次大戦終了後、アメリカには“冷戦”費用拡大に対して、納税者の不満による制約があったが、“1949年秋～朝鮮戦争”はこうした制約をいっきにふきとばしてしまう効果をもっていた。1950年12月16日、トルーマンは国家非常事態宣言を発表し、アメリカ国内の戦時体制化がすすめられた。

他方、アメリカは、朝鮮戦争による資本主義諸国の反共思想の強まりを利用して、NATO諸国に反共軍事体制強化を要望し、1950年9月26日、NATO理事国会議はヨーロッパ統一軍の設置を決定、12月アイゼンハワーがその最高司令官に任命された。

第4に、“1949年秋～朝鮮戦争”は、アメリカの対日占領政策・講和政策に対して、したがってまたそれを通じて講和以後の日米関係、日本の国際的位置に対して、決定的な影響を与えたが、このことは第1節以降で考察する。

第1節 占領政策・講和政策の展開

“1949年秋～朝鮮戦争”におけるアメリカの対日政策の展開を考察するのが本論第1節、第2節であるが、前もって注意するならば、すでに見たような“1949年秋～朝鮮戦争”では、アメリカの日本に対する関心の中心があくまでも軍事的なものであったということである。アメリカがなによりもまず実施しようとしたのは、アジアにおいて反共軍事体制を早急に確立し、日本(本土)、沖縄を恒久的にこの体制に組み入れておくための具体的措置を講じることであった。日本国内に対しては、共産主義的・反占領軍的運動に対する抑圧体制の仕上げと自衛力の創出であり、国際的には上の目的を実現する対日講和の締結であった(第1節)。かかる軍事的・政治的な緊急課題の解決こそが、アメリカの対日政策の中心をしめていたのであって、経済問題(第2節)はそれらに対しいわば従属的位置しか与えられていなかったといつてよい。

(1)アジアの緊張激化のもとで、占領軍が急いだ共産主義的・反占領軍的運動に対する抑圧体制の仕上げは、朝鮮人4団体に対する解散指令＝「団体等規正令」の最初の適用(1949.9.8)にはじまるといえる。(「在日朝鮮人連盟」365,792名を筆頭に、「在日本朝鮮民主青年同盟」、「在日本大韓民国居留民団宮城県本部」、「大韓民国建国青年同盟塩尻本部」。)アジアの緊張激化のもとで、「団体等規正令」の最初の適用が朝鮮人4団体であったことは注目し得る。朝鮮戦争勃発10カ月前である。

1950年に入ると、共産党・共産主義的運動に対する抑圧が急速にすすめられる。1950年3月、「団体等規正令」により、日本共産党員の特審局への登録が強要される(後のレッド・パージのための資料

となる)。マッカーサーは5月3日、憲法3周年記念声明で、日本共産党を激しく非難し「……同党の活動を果してこれ以上憲法で認められた政治運動とみなすべきかどうかの疑問を生ぜしめる」⁽⁵⁾と、共産党の非合法化を示唆し、つづく6月6日には、吉田首相宛書簡で、日本共産党中央委員全員の公職からの追放を指令し、翌6月7日付同書簡では共産党機関紙「アカハタ」の内容に厳重警告を発し、関係責任者17名の追放を指令した⁽⁶⁾。また、6月はじめより、東京都条令による「あらゆる集会デモを全面的に禁止」する措置^(6.2)を皮切りに、全国各地でデモの全面禁止、集会の厳重な統制が実施されるという異常事態が続いていた⁽⁷⁾。

朝鮮戦争勃発後、共産党への抑圧は一段と強化され、戦争勃発の翌日、マッカーサーは吉田首相宛書簡で「アカハタ」発行の30日間停止を指令、7月18日付同書簡では公共的報道機関の重要性を強調し「アカハタ及びその後継紙並びに同類紙」の発行の無期限停止を指令した⁽⁸⁾。日本共産党は、1950年1月、従来採ってきた占領軍に対する把握・それにもとづく占領下での平和革命路線をコミンフォルムによって批判された直後であっただけに、占領軍による抑圧強化、朝鮮戦争勃発のもとで混乱をふかめ、占領軍はこの混乱を助長・利用しつつ抑圧体制を作り上げていったのである。

さらにまたGHQは、労働組合組織に対しても、全国労働組合連絡協議会(全労連)を「反占領軍的暴力主義的」であると、機関紙(「労働新聞」)の発刊停止の指令^(7.24)、「団体等規正令」による組織の解散の指令^(8.30)⁽⁹⁾を行なった。

なお、7月末以降、こうした一連の占領政策に依拠して、共産党員および同調書の追放——いわゆるレッド・ページが急速にすすめられた。レッド・ページは、GHQの正式指令によるものではないが、最初の新聞・放送関係のレッド・ページは7月18日付マッカーサー書簡の主旨をうけて実施された⁽¹⁰⁾。この実施についてはGHQ民間情報教育局長ニュージエント中佐は、8月3日この放送・新聞関係の解雇が「時宜を得た勇敢な措置であるばかりでなく、1950年7月18日連合国最高司

注(5) 『資料・戦後20年史(1)』63頁、労働省『資料・労働運動史、昭和25年』1082頁。

(6) 『資料・労働運動史、昭和25年』には以上の諸指令が全文掲載されている。

(7) 5月30日に「共産党防衛・平和擁護・要求貫徹・祖国(朝鮮)統一戦線人民けっ起大会」で新聞記者、学生ら8人が占領軍軍人の命令に従わず暴行を加えたとの理由で占領軍によって逮捕され、軍事裁判所にかけられる事件が生じた。この事件を理由に、治安強化の措置がとられた。

この措置は、直接は警視庁(東京都)、国警本部(全国国警への指令)によって行なわれたが、極東軍司令部はこの集会・デモ禁止について、6月25日以降緩和するが、占領軍とその目的に反するものなどについては禁止する覚書(6.17)を出していたし、GHQも6月25日以降実施すべき取締要綱を示し、きわめて具体的な取締りを指示していた(6.19)。

(『資料・戦後20年史(4)』150～151頁。)

(8) 以上の諸指令は『資料・労働運動史、昭和25年』に収録されている。

(9) 同上。

(10) 労働省『資料・労働運動史、昭和25年』は、1950年6月6日、6月7日、6月26日、7月18日のマッカーサーの共産党や「アカハタ」に対する声明、書簡にふれた後、「このような情勢下、新聞放送が関係筋の示唆を受け7月24日より社内の共産党員及び同調書の追放に乘出した……」(217頁、傍点井村)という。「関係筋の示唆」があったという同様の指摘は228頁にもある。

なお、レッド・ページにかんする占領政策を扱ったものに、竹前栄二『アメリカ対日労働政策の研究』(1970年、日本評論社)第2部第4章(2)「レッドページ」がある。

「1949年秋～朝鮮戦争」における占領政策・講和政策

令官が……述べた書簡の主旨に全く合致するものである」との声明を発表、⁽¹¹⁾レッド・ページの拡大に大きな役割を演じた。レッド・ページはその後民間諸産業に拡大されたが、それについても GHQ は、GHQ の命令でなしとしつつも、事実上レッド・ページを促すよう働きかけた。(GHQ エーミス労働課長は 9 月 25、26 日、石炭、金属鉱山、造船、鉄鋼等 10 大産業の労使代表を集め、「重要産業より共産主義的破壊分子は排除されるべきである」こと、「この措置は企業経営者及び労組の自覚と責任において実施されるべきであり総司令部、政府の命令ではない」こと、などを伝えた。また 10 月 6 日には繊維、セメント、硫安などの代表に、同様の見解をしめした。⁽¹²⁾レッド・ページは民間企業では新聞放送 704 名、電力産業 2,137 名、石炭産業 2,020 名など、計 10,972 名 (1950.12.10.労働省調査)、公務員では計 1,177 名 (1950.11.25.人事院調査)、⁽¹³⁾にのぼった。

前稿でみたように、占領軍の労働運動に対する抑圧、ポツダム政令 201 号による労働法規の一大変更、ドッジ不況下での大量解雇と下山、三鷹、松川事件におけるフレーム・アップにより、1949 年後半には、労働運動は壊滅状態におち入っていたのであるが、朝鮮戦争下における共産党弾圧、全労連解散、レッド・ページは、労働運動・社会主義運動に対してさらに追い討ち的打撃を与えるものであった。

以上の諸措置によって、アメリカは、アジアの危機の激化・朝鮮戦争のもとで、重要な戦略基地＝日本の治安と占領軍の行動の保障を確立していったのである。

(2) さらにまた、マッカーサーは、1950 年年頭の辞で中国が共産主義の支配下に入ったことにふれ、日本の新憲法が自衛権を否定するものではないという発言をしていたが、朝鮮戦争勃発直後、在日米軍が朝鮮に出動した空白を埋めるべく、7 月 8 日付吉田首相宛書簡で、75,000 人からなる国家警察予備隊の新設と海上保安庁の 8,000 人増員を指令した (8 月 10 日のポツダム政令 260 号、「警察予備隊令」⁽¹⁴⁾によって実施)。これとともに、10 月 13 日、GHQ の承認によって 10,090 名にのぼる追放解除

注(11) 『資料・労働運動史、昭和 25 年』 1086 頁。

(12) 同上、217 頁。

なお、わが国政府は、責任の所在をはっきりさせないまま、レッド・ページの実施を促す役割を演じた。10 月 9 日、労働省労政局長は、各都道府県知事宛通牒を發し、レッド・ページが「屢次のマッカーサー元帥の声明及び書簡の次第もあり、経営者が自己の企業を破壊から防衛するための措置として行われるものであり、その限りにおいては憲法、労組法、労基法その他の法令に違反するものとは解せられない。」とし、さらにレッド・ページを「具体的に具現するに際して」の注意点までを指示している。(同上、225～6 頁) 保利労働大臣も同様の見解をのべている (10.11、10.20.同上 226～7 頁)。

(13) 同上、1078 頁。

(14) 在日米軍が朝鮮へ出動したもとで、マッカーサーは至急、警察予備隊の創設・海上保安隊の増強を実施するよう指令、その実施は、ポツダム政令によってきわめて迅速に行なわれた。また、そのための予算措置についても、GHQ は、マッカーサーの覚書きによれば、議会にかけずに予算修正を即刻出来るとの立場でその実施を迫ったが、日本政府の交渉により、8 月 5 日、議会手続きはとらないが、債務償還費から 180 億円をその費用に「移用する」ことに決った。いずれもきわめて早い強引な決定であった。予算措置の経過は、具体的交渉を担当した渡辺武氏の『占領下の日本財政覚書』(1966 年、日本経済新聞社)の「警察予備隊予算」に述べられている。

が行なわれ、10月30日には、警察予備隊の幹部充実のために旧職業軍人3,250名の追放解除が行なわれ、警察予備隊幹部は旧陸海軍中堅幹部から募集・任命された。⁽¹⁵⁾

自衛力創出・再軍備に対するアメリカの要求は、これ以降講和条約の交渉の過程で再三出されることとなる。

(3)他方、アメリカ政府は、“1949年秋～朝鮮戦争”のもとで、格段と重要性を増した日本(本土)、沖縄をアメリカの反共軍事体制に組み入れるという内容をもった対日講和の実現を急ぐ。⁽¹⁶⁾

1949年秋以降、アジアの緊張激化のもとで、アメリカ政府は対日講和を急ごうとするが、いくつかの難題があった。アメリカにとっての最大の課題は、講和＝占領終了後に日本(本土)、沖縄の軍事基地の恒久的な利用権を確保し、日本、沖縄をふくめた共同防衛体制を確立することであったが、それについてはもっとも有効・確実な具体的方策を確定しなければならなかったし、これに対する東南アジア諸国の反対を考慮する必要もあった。他方、中ソ、とくに中国の取り扱いを処理する必要があった。(中華人民共和国は、'49年12月6日にインド、'50年1月6日にイギリスによって承認されていた。'50年2月14日の「中ソ友好同盟援助条約」はその第2条で「……第2次世界戦争中の同盟国とともに出来るだけ早く対日講和条約を締結するために努力する……」⁽¹⁷⁾としている。)アメリカは1949年秋頃には、ソ連と合意が成立しないときは除外する決意をかためていたが、ソ連などの除外にはその手続きとそれについての国際的波紋を処理する必要があった。また日本国内には、戦争の悲惨な経験と反省にもとづいて、国際対立の一方に組みしてその対立を激化させるような講和を拒否し、全連合国との間に平和関係を回復しようとする“全面講和論”が国民のかなり広汎な支持を集めていた。(“全面講和論”の重要な一母体となった「平和問題談話会」は「講和問題に関する声明、1950.1.15」の結語で、(1)全面講和、(2)単独講和反対、(3)中立、国際連合加入、(4)軍事基地供与反対、⁽¹⁸⁾を掲げていた。)

朝鮮戦争勃発は、こうしたアメリカの対日講和路線にとっての障碍をいっきに除去し、その実現を容易にしていた。北鮮軍侵略説、国連軍成立、中国義勇軍出動、国連総会の中国非難決議などは、社会主義諸国——とくに中国を排除して、アメリカの意図する対日講和・安全保障体制を

注(15) 防衛庁編『自衛隊10年史』。

(16) 講和条約成立にかんする文献は多いが、つぎのもののみ掲げておく。

F. S. Dunn, *Peace-Making and the Settlement with Japan*, Princeton, University Press, 1963.

西村熊雄『日本外交史』27、サンフランシスコ平和条約1971年、鹿島研究所出版会(著者は、当時外務省条約局長として講和条約・安保条約にかんする日米交渉などの事務を担当していた。)

末川博、家永三郎監修『日米安保条約体制史』2—1948～1960年、日米安保体制の成立、1970年、三省堂(講和、安保条約の成立にかんする国会論議を国会議事録から抜粋、編集したもの。巻末資料編に、関係条約・交換公文書もある。)

斉藤真他編『戦後資料、日米関係』1970年、日本評論社(講和、安保条約関係の条約、交換公文書、各種談話、声明などの資料がある。)

(17) 『資料・戦後20年史(1)』655頁。

(18) 『世界』1950年3月号。また、「三たび平和について——平和問題談話会研究報告」(『世界』1950年12月号)を参照。

現するための好条件をうみだした。アメリカ陣営によって共産主義の脅威が強調されるもとの、アジア諸国や日本国内でも、米軍の軍事基地利用、日本の防衛力確立を止むを得ないとする考えが強まった。また日本では、朝鮮戦争ブームが深刻なドッジ不況の後に訪れただけに、アメリカ陣営に入ることによって軍拡化のもとの経済的利益を享受しようという期待が——政府・財界はもちろん、労働者の一部にも——高まった。

アメリカは、朝鮮戦争下のこうした国際状況、日本の状況を有利に利用しつつ、対日講和をいっきに成立させようとする。吉田内閣もまた、朝鮮戦争下を、“全面講和論”を抑えていくと同時に、アメリカに対して一定の交渉力をもって講和を結んでいく絶好の機会とみなす。

アメリカは最初、アジアの太平洋地域で米、日、豪、ニュージーランド、比を含めて、NATOと類似した反共集団安全保障体制を確立する計画をたてており、'51年1月25日以降、ダレスが大統領特使の資格をもってこれら諸国を歴訪、交渉に入ったが、交渉難航の結果、この構想は破棄され、アメリカと各国との個別的な安全保障条約となった⁽¹⁹⁾（後述）。

こうして、1951年9月8日、サンフランシスコ講和会議の最終日に「日本国との平和条約 Treaty Of Peace With Japan」が調印され翌年4月28日発効となったが、これは同日調印・同日発効となった「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約 Security Treaty Between Japan And United State Of America」と密接不可分のものであり、国際的にみて軍事的意義の大きい講和となった。

（4）講和条約の発効によって日本の占領は終了するが、この講和条約・日米安保条約は、占領終了後長い間にわたって日米関係、日本の国際的位置を根底的に規定することとなる。

第1は、講和条約が、講和条約本来の目的である第2次大戦の戦争処理という点からみて、きわめて一方的で不十分なものであったことである。

日本の15年戦争で最大の被害をうけた中華人民共和国は、講和会議に招請されることもなかった。⁽²⁰⁾
（周恩来外相は1950年12月4日、対日講和条約の準備・起草および調印に当然参加すべきことを強調していた。⁽²¹⁾
英国は、中共政府を対日講和の交渉に参加させるべきことを米国に要求していた。1951.4.11. 英国外務省発表。）

注(19) ダレスは1951年1月25日、米日、講和の交渉に入るが、その経過は対日講和がアジアの反共安全保障体制と不可分離であることをしめしている。

ダレスは、日本で吉田首相はじめ各界代表と会談した後2月11日比、豪、ニュージーランドへ交渉のため旅立った。しかし、豪、ニュージーランドは、米国のみとの相互防衛条約を希望、比は対日賠償に強硬な姿勢をしめしたし、また英国はマラヤ、香港をこれに加えるよう強く主張した。このため、ダレスはこの構想を破棄し、各国と個別的な条約を結ぶ方式を採用することとなる。

ここには、ヨーロッパの NATO とは異なるアジアの事情の複雑さと、アメリカにとっての困難さがしめされているし、同時にまた、アメリカにとってのアジアにおける日本、沖縄の重要性がしめされている。

(20) 『資料、戦後20年史(3)』471～2頁。

(21) 『戦後資料、日米関係』21頁。

朝鮮は公式には日本と戦争状態になかったという理由で招請されなかった。インドのネル首相は、米軍の日本駐留、中国の排除に反対し、日本の主権を侵害しアジアの現状を無視した講和はアジアの安定に寄与しないと主張していたが、⁽²²⁾1951年8月23日講和会議出席を拒否し草案に調印しないとの覚書をアメリカへ送った。ビルマは7月22日、賠償が明記されていないという理由で草案に反対、出席を拒否した。他方、社会主義諸国のうち、ユーゴは不参加、ソ連、チェコ、ポーランドは会議に出席し会議を調印の会議から条約の検討・修正の会議とするよう要求したが拒否されたので、反対意見のみのべて途中欠席、調印式へは欠席した。

この結果、中国、印度などアジアの大多数の人々を排除し、ソ連などを排除したままの講和となった。

しかも、講和会議以前には、米英は中華人民共和国と中華民国国民政府とのどちらを選ぶかを日本の選択にゆだねるとしていたにもかかわらず、講和条約・日米安保条約が日本の国会を通過した後、ダレスが来日(1951.12.10)、アメリカ上院での条約批准のための条件として中華民国との平和条約締結、国交回復を迫り、いわゆるダレス宛吉田書簡(1951.12.24.'52.1.16.公表)でその確約をとりつけた。⁽²³⁾この結果、講和条約・日米安保条約の発効する1952年4月28日に、「日本国と中華民国との間の平和条約」が調印された。これによって、その後長期にわたって、日本は中国本土の中華人民共和国に対して戦争状況終結の法的手続きをとらないばかりか、日華条約・中華民国承認によって敵対関係をとることとなったのである。

このことは、その後の日本の貿易問題をはじめとする経済問題に対しても重要な規制を与えることとなる。

第2は、沖縄などを本土から切り離し、アメリカの施政権下におき、これらをアメリカのアジア軍事体制における要^{かなめ}としていったことである。沖縄は、1945年4月1日米軍上陸、3ヶ月間の激戦の後、米軍の直接軍政下におかれていたが、日本の無条件降伏の後、アメリカは沖縄の軍事的重要性に注目して、沖縄を本土から切り離し、直接軍政を継続していた。1949年秋の中国革命勝利のもとで、沖縄の軍事的重要性は格段と強まったため、アメリカは、沖縄を暫定的基地から恒久的軍事基地としていく基本方針を決定し、1950年度会計に恒久的軍事基地建設予算を組むとともに、⁽²⁴⁾占領統治政策の全面的改革を行なった。朝鮮戦争はこの路線を一層確定的なものとしていく。

講和条約は、北緯29度以南の琉球諸島など南西諸島、小笠原群島など南方諸島を「合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも

注(22) 『資料、戦後20年史(3)』470頁。

(23) 『資料、戦後20年史(1)』665頁。

(24) 以上については、中野好夫編『戦後資料、沖縄』(1969年、日本評論社)「第2期、統治方針の確立(1949.10~52.4)」を参照。なお、インドは対日講和会議への出席拒否の覚書(1951.8.2)の中で、沖縄、小笠原の処理に対する不満を強調し、これが「日本国民の大部分にとって不満のもととなることは必至であり、極東における将来の紛争と闘争のたねとなる可能性をもつものである。」という。

同意する」こと、かかる提案の可決までは合衆国がこれら諸島の領域（領水ふくむ）、住民に対し「行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする」ことを規定した。（アメリカはその後、信託統治制度についての提案をまったく行なわなかったもので、事実上、後者の規定によるアメリカの強力な施政権が長期永続していった。事実の推移からみて、最初から信託統治にかんする規定は、真の目的に対するカムフラージュであったという解釈も許されよう）。

第3は、講和条約と一体をなす日米安保条約によって、日本が米国の「極東」軍事体制の一環に——非常に従属的な関係において——組み入れられたことである。

安保条約によって、アメリカの陸・空・海軍は「日本国内及びその附近に配備する権利」を無期限に「許与」されたが、この駐留米軍は日本の安全保障の義務を負ってはいなかった。それにもかかわらず、この米軍の任務の範囲が日本本土にとどまらず、「極東 the Far East」にまで拡大されたため、その後しばしば問題となったように、日本は、日本を基地とする米軍の作戦行動によって「極東」における紛争、戦争にまきこまれる危険をもつこととなった。⁽²⁵⁾

しかも、この安保条約は、米軍の駐留権を規定したのみで、駐留を「規律する諸条件」はすべて日米両国間で結ばれる行政協定に委ねるとしていたが、講和条約・安保条約の日本の国会での審議・議決の時期（1951.10月～11月）には日米行政協定は締結されていなかったため、国会は米軍の駐留、基地利用などにかんする諸条件の内容をしらないまま両条約を審議・議決したわけである。翌年調印された日米行政協定（1952.1.29より会談，2.28調印，4.28発効）は、米軍の配備，基地利用，資材調達（免税）その他について各種の特権を認めていたほか、刑事裁判権をはじめ治外法権的な不平等な関係を容認したものであった。⁽²⁶⁾ この結果、その後、現在にいたるまで、基地問題，米軍演習をめぐる深刻な問題を生みだすこととなった。

第4は、安保条約の前文で、アメリカが日本に対し「直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。」として、自衛力増強を不明確な形で課したことである。

注(25) 第1条では、「この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、1又は2以上の外部の国による教唆又は干渉によって引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎょうを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために利用することができる。」となっている。

米軍は「……日本国の安全に寄与するために利用することができる。」というのみで、日本の安全保障の義務を負っているわけではなかった。つまり米軍の意思によって出動することも出来るし、出動しないことも可能であった。それにもかかわらず米軍は「日本国における大規模の内乱及び騒ぎょうを鎮圧する」ための「援助」にまで出動することが認められていたのである。

なお米軍の任務の範囲が「極東」にまで拡大された点については、「極東」の範囲が明確でないため、その後「極東」の範囲の解釈が拡張されていくという問題もある。

(26) 日米行政協定における調達規定の内容や、講和後の米軍の調達については、調達庁総務部調査課『占領軍調達史——占領軍調達の基調——』（1956年，調達庁総務部調査課）を参照。

ダレスは、講和交渉で日本の自衛力強化・再軍備を再三強く要望したが、日本が憲法第9条による制約や日本国民の平和思想、経済力による制約などを理由に時期尚早としたことや、インドをはじめアジア諸国の日本再軍備反対が強力であったことなどを考慮して、結局現行警察予備隊の増強・整備という形による自衛力強化に落着き、上のような前文で妥協した。⁽²⁷⁾

これと対応し、講和条約・安保条約の発効に先立ち、吉田首相は1952年1月11日警察予備隊を11万人へ増員するよう指示するとともに海上警備隊を創設（4.26）、同年7月31日には「保安庁法」公布によって警察予備隊、海上警備隊を統合して保安隊へと改組した。内容的にも「警察予備隊令」では「国家警察及び自治体警察を補うもの」とされていたのが、「保安庁法」では「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要ある場合において行動する部隊」となる。（その後、1954年6月9日、「防衛庁設置法」、「自衛隊法」公布により、陸海空3自衛隊の設置と増員が決り、その内容は「自衛隊法」では、「直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とする」こととなる。）

（5）なお、アメリカは対日講和条約・日米安保条約とともに、アジアの諸国との間の相互防衛条約をつぎつぎと成立させていった。対日講和条約・安保条約の調印と同じ頃、「オーストラリア、ニュー・ジーランド及びアメリカ合衆国の間の三国安全保障条約」（アンザス条約、9.1）および「アメリカ合衆国とフィリピン共和国との間の相互防衛条約」（8.30）が調印された。なお1953年の7月27日、朝鮮での休戦と外国軍隊の撤退を規定した朝鮮休戦協定が調印されるのであるが、アメリカは休戦協定調印の直後の8月8日、「アメリカ合衆国と大韓民国との間の相互防衛条約」に仮調印（10.1.調印）、米軍の韓国駐留の保証をとりつけた。これによって朝鮮統一交渉の道は閉ざされた。

このようにしてアメリカはこれら諸国を統轄して太平洋反共軍事体制を作り上げていったのであり、対日講和条約・日米安保条約はあくまでもその最重要な一環であった。

以上の結果、1952年4月28日、講和条約・安保条約の発効とともに占領は終了するのではあるが、しかしそれは日本が自由な独立国として国際社会に登場し自由な選択によって諸国との関係を取り結んでいけることを意味するものではまっただくなかった。以上で指摘したような政治的・軍事的枠組みを容認したうえでの占領終了であり、かかる政治的・軍事的枠組みのもとにおいてのみ国際社会に登場することとなるのであった。

第2節 対日経済政策

前稿でみたように、日本をアジアの「反共の防壁」・「反共の工場」とするため資本主義的に強化

注(27) この過程については、前掲、西村熊雄『サンフランシスコ平和条約』第2章、秦郁彦『史録、日本再軍備』（1976年、文芸春秋）を参照。

させていこうという占領政策——占領政策の変更——はすでに1947～8年に明らかになっていたし、経済9原則＝ドッジ・ラインは対日援助削減、インフレ抑制を実現するという内容をもった経済力強化の政策であった。しかしそこではなお、「反共の工場」は、アメリカの援助なしでインフレを抑制し競争力を強化するという内容にとどまっていたから、ドッジ・ラインは大量解雇や劣弱企業の淘汰による“合理化”を促すとともに、深刻なドッジ不況を生みだし、日本経済に対し長い停迷を余儀なくしていったのである。

ところが、“1949年秋～朝鮮戦争”は、アジアにおける日本の重要性を格段と高めることによって、はるかに強大な「反共の防壁」・はるかに強力な「反共の工場」を要求していった。

ただし、すでに指摘したように、“1949年秋～朝鮮戦争”においてアメリカが緊急課題と考えたのはあくまでも第1節でみた軍事的・政治的問題であって、経済的問題はそれに対しいわば従属的なものとされていたといえる。事実、第1節でみた軍事的・政治的課題についてはきわめて早急に具体的政策がたてられ具体的な措置がはかられていくのに対し、経済問題については、日本経済力の強化という基本方針ははっきりしていたにしても、経済力強化の具体的な内容や方向性は必ずしも明確とはいえなかった。アメリカにとっては、一刻も早くアジアにおける共同防衛体制を確立し、日本（本土）、沖縄をその重要な環としていくことが緊急課題であって、日本経済力の強化の内容や方向性は、それを実施していくなかでおのずと明らかになるとされていたのであろう。さらにまた、朝鮮戦争の戦局は非常に激しい変化をしめしたので、この面からも、アメリカの日本経済に対する要求・具体的政策が動揺するということがあった。

したがって、この時期におけるアメリカの対日経済政策は、朝鮮戦争・アジアの状況の変化の影響をうけつつ、日本およびアジアの共同防衛体制・日本の自衛力増強の推移によって規定されつつ、かなりの変化をしめしているし、具体的内容も必ずしも明確とはいえないが、むしろこうした推移・不明確さのなかに、この期のアメリカの対日政策の全体像——軍事・政治と経済との関係——や日米経済関係の特質が反映されていると思われる。そして、こうした推移におけるある時点、あるいはある一側面のみに注目するならば、当時の現状分析や論争（別稿）にみられるような一面的把握におち入ることとなる。それゆえ、本節ではこれらの推移・不明確さをあとづけ、そのなかにこの時期の対日経済政策の特徴をみることにしたい。

（1）朝鮮戦争は、アメリカのアジア戦略遂行にとっての日本の経済的重要性を確証したが、それと同時に他面では日本経済の脆弱性——アジアの「反共の工場」としての不充分さ——をも明るみに出した。

わが国の鉱工業生産は、膨大な特需と輸出増加によって急速な拡大をとげ、鉱工業生産指数は朝鮮戦争下の'50年10月、戦前水準（1932～6年平均＝100）を突破するが、しかしわが国では技術改良

をとともなり設備投資は敗戦以降なお実施されていないため、生産設備の老朽性・後進性はあまりにも深刻であった。世界的な軍拡ブームで価格は世界全般で上昇傾向にあったが、わが国における顕著な価格騰貴（1950年6月に比しての51年4月卸売物価の上昇は、アメリカ16.1%、イギリス19.7%に対し、日本51.9%）と価格の国際的高位性は、国際競争力の弱さをしめした。他方、朝鮮戦争下、米軍の活動拡大と国内生産拡大による需要急増のもとで、軍事活動・産業活動の基盤である電力その他のエネルギー、運輸——鉄道、道路、海運——、電信・電話の供給能力の不足、供給設備の劣悪さも深刻であった。⁽²⁸⁾

他方、朝鮮戦争勃発後、アメリカは中国向け輸出の禁止を指令（1950.12.6）、中国は報復措置として日本向け輸出を中止したので、日本は鉄鉱石、強粘結炭、大豆、塩などの輸入をアメリカなどの遠隔地にもとめることを余儀なくされた。他方、アメリカでは、12月16日の国家非常事態宣言により経済統制が強化され、軍需関連の原材料・資源の軍需生産への優先的割当てなどがすすんだので、重要原材料・資源の（アメリカからの）輸入はアメリカの政策的決定に依存する状態にあった。

こうした状況のもとで、GHQ はとりあえず、GHQ の管理下にあった見返資金を利用して電力、海運、鉄道、電信・電話などの設備改良・設備拡大を促していくが、⁽²⁹⁾もちろんこれだけでは不十分であるし、見返資金はその性質上、対日援助の削減・廃止とともに縮小・廃止されるものであった。

以上のような事情を背景に、いわゆる“日米経済協力”の問題が生じてくるのである。

（2）“日米経済協力”問題の発生は、朝鮮戦争拡大、アメリカの急速な軍事力拡大政策、非常事態宣言……のもとで、1951年1月講和を急いで取り纏めるべく来日したダレス特使が、講和・安全保障構想を明らかにしたことに端を発するといわれている。⁽³⁰⁾ もっとも、この時のダレス・吉田会談

注(28) 当時の日本経済の動向については、別稿で考察する予定である。

(29) 『日本開発銀行十年史』（1963年）別編、第5、6章。

(30) 経済企画庁戦後経済史編纂室編『戦後経済史（経済安定本部史）』（1964年、大蔵省印刷局）は、「日米経済協力への動き」の抬頭をつぎのようにのべている。

「昭和26年1月来日したダレス特使と吉田首相との会談により対日講和の基本線が明らかにされたが日米共同防衛の見地から、まず両国間に広範な経済協力体制を整えることについても原則的な了解ができた。

吉田首相としては、講和後わが国に対する集団安全保障、それを前提としての共同防衛に賛成し講和後もアメリカ軍の日本駐在を歓迎する態度に出た以上、わが国としても進んで出来うるかぎりの『防衛力の負担』をしなければならぬとの考えから、まず軍事的協力の前に経済的な面でアメリカに協力するのが、わが国の現状にも無理のない措置と考えたとみられるのである。

このような考え方は、ダレス・吉田会談においてダレス氏からも示唆されたようであるし、政府ではこれに応じて、さきに自立経済審議会でも答申した経済自立3カ年計画を提出するとともに、通産、経本両省に命じて重要産業の生産能力、設備状況を調査させたが、折から渡米中であった一万田日銀総裁もアメリカ高官筋と接触して日米協力のあり方を打診した。」（227～8頁）。

なお、この“日米経済協力”とよばれるものの内容は、必ずしも明確ではなく、各論者によって意味するところや力点のおき方などに差がある。その発端は大体、上のような解釈が一般に認められているが、どの時期までをそれに含めるかについてははっきりしていない。

山本満氏は『日米経済協力』とはダレス特使の来日によって対日講和準備が本格化する1951年初め以降、にわかにクローズアップされた計画、期待、思惑、幻想、スローガン、あるいはそれらすべての混合物のことである。その実体は最後まであいまいであったが、むしろある意味ではそのあいまいさゆえに、占領終結の前後にまたがる時期の政府、財界、マスメディアなどにおける対米関係および日本の経済自立についての考え方に重要な影響を及ぼした。」といわれる。（『冷戦と『日米経済協力』』、『国際問題』No. 182、1975年5月号）。

では、講和・安全保障についての原則的理解がみられたとはいえ、アジアの安全保障体制の内容もまだ確定していなかったし、日本の防衛力・再軍備については意見の一致がみられなかったのであるから、“日米経済協力”といっても、共同防衛のために「経済協力体制」を確立する必要があるという原則的な了解の域をでなかったものと思われる。

ところがその直後、GHQ が“日米経済協力”について具体的検討をするよう一連の指示を与えたので、“日米経済協力”問題はにわかに表面化していった。

1951年2月16日、マッカーサーは吉田首相に対し日米経済協力体制について検討するよう指示し、同19日にはマーカット経済科学局長が経済安定本部長官に対して「アメリカの軍需生産拡大の要請に即応するよう日本の産業、生産計画を調整すべき旨の意向」が示された。経済安定本部はこれに先立ち、朝鮮戦争勃発後 GHQ による総合経済政策立案の指示（50.9.7）のもとで、「経済自立3カ年計画」を答申していた（51.1.20）が、GHQ はこれを2ケ年に短縮するよう検討を指令した。さらにまた、2月には、GHQ から非公式に、（1）主要産業の未稼働設備を稼働させたうえでの生産水準（Top Level）と、（2）未稼働設備の稼働と必要な拡張に要する資金・原材料、についての資料を求められ、若干の業種にかんする GHQ の試算が内示されたので、経済安定本部では極秘に重要産業61品目について緊急算定作業＝いわゆるトップ・レベル作業を行ない、その結果を GHQ に報告した。（このトップ・レベル作業は、その前提として、対日援助としてアメリカ国防費の一部（約2,000億円）を供給され、原料は必要量をほぼ供給され、輸入所要船舶についてはリバティ船が貸与されること、また国内生産拡大のための最大要件である電力供給については、外資導入による電源開発促進、火力発電設備のフル稼働、アメリカからの火力発電機輸入、を想定して算定されたものである。）さらに経済安定本部は大蔵省と協議のうえ、3月末、経済協力のための経済政策を GHQ に提出、GHQ は早急に生産拡充計画をたてよう指示したので、経済安定本部は4月に、具体的な生産拡大計画をたて GHQ に報告した。⁽³¹⁾

以上の GHQ の一連の指令は、トップ・レベル作業の想定にも明らかなように、アメリカに原材料、資金、技術などを依存しつつ、アメリカの需要（軍需）拡大に対応して生産能力を拡大させていくという内容をもった調査・計画であった。したがって、ここでは「日米経済協力といっても、それはわが国経済の生産設備、生産能力の調査といったようなもので、何ら実需を伴った具体的な動きではなかった」⁽³²⁾ のではあるが、このような調査・計画が指令されたことは、当時の GHQ が、朝鮮戦争の激化のもとでアメリカ軍勢力拡大・軍需増大と直接結びつけて日本の生産能力の拡大を考えていたことを示唆するものであり、それゆえに日本の政府・財界に、かかる内容の“日米経済

注(31) 以上の一連の指令については、それら指令にもとづいて直接検討、調査、計画立案を行なった経済安定本部にかんする『戦後経済史（経済安定本部史）』（前掲）第6章第5節「日米経済協力」および第7章第3節第1項「日米経済協力」を参照した。

(32) 同上、260頁。

協力”への期待をにわかに高めるよう作用したのである。⁽³³⁾

(3)しかし、その後“日米経済協力”が上のGHQの一連の指令から想像されたような「甘やかされたもの」でないことが明らかになった。⁽³⁴⁾“日米経済協力”にかんするアメリカ政府・軍首脳の意向を打診するため約3週間渡米してきたマーカット経済科学局長の帰任後の声明⁽³⁵⁾(5.16.GHQ発表)は、アメリカ政府には、アメリカの軍需増大と直接結びつけ、日本に対して需要、原料、資金などの優遇措置をはかる考えがないことを明らかにした。すなわち、米国の調達はあくまでも「製品の質と価格競争との基礎に立った」もので、「調達命令を長期的に発しうる単一の総合計画は、存在」せず、「発注は自由競争に基いた契約」として行なわれること、したがって「製品の国内価格を国際水準に合致させるような政策」を考えねば「諸国と太刀打ちできなくなるであろう」こと、を強調した(傍点、井村)。また国際金融機関の加盟のためには、国内インフレ抑制の恒久的施策や加盟の基本予託金の財源確保などの条件が満たされる必要のあることをしめした。

以上、マーカット声明は、朝鮮特需ブームの延長線上で“日米経済協力”に甘い期待をよせていた日本の政府・財界に対し、アメリカ側の要求の厳しさを示したものであった。ただし、マーカット声明は、他方では、「米国は、日本の可能な工業力を東南アジアの原料生産の増加と可能な工業力の増強とに最大限に利用できると考えている。日本は現在軍需生産に全力をあげている国々が供給できない資本財及び消費財を東南アジアその他の地域に輸出する好機会に恵まれている。」ことを指摘したので、電力、鉄鋼などの基礎産業部門において技術改良投資を中心に競争力を強化して、東南アジア方面での“協力”を求めているとする動きを刺激・促進した。

なお、アメリカ政府は5月14日、GHQを通じ、7月1日(1952年度予算)以降、対日援助の削減(同年度内に講和条約調印のさいは、その後打ち切り)と、アメリカ占領軍の維持費の一部負担、を実施すると発表した。これもまた、マーカット声明とともに、日本に対し、技術改良投資などによる経済力強化を促す作用を果たした。

マーカット声明や対日援助打ち切りは、先の一連の指令を出したGHQの意向とアメリカ政府筋との間にかなりのくい違いのあることを示していたが、その背後には朝鮮戦争の戦局の急激な変化があった。朝鮮戦争は1950年後半に急激な拡大をつづけ世界大戦への危険さえはらんでいたが、中国本土爆撃をもふくむ攻撃的戦略の主唱者マッカーサーは4月11日罷免され、アメリカは戦闘縮小を

注(33) 『経済団体連合会十年史(上)』(1962年、中央公論事業出版)は、本論でのべた2月16日、19日のGHQの指令について、「ここにはじめて、日本を反共の防壁として育成するアメリカの世界戦略体制が、はっきりと具体的な形をとって現われたわけである。」(216頁)とのべている。日本の財界が、1947,8年に行なわれた占領政策の変更の「具体的な……現われ」を、ここにはじめてよみとっていることは注目に価する。

(34) 『戦後経済史(経済安定本部史)』237頁。

(35) マーカット声明の全文は、『戦後経済史(経済安定本部史)』付録、『資料、戦後20年史(2)』143～5頁に収録されている。本文の引用は前者によるが、一部のみ訳を変えた。

摸索しはじめる。マッカーサの渡米・帰任声明、対日援助打ち切り発表は、マッカーサー罷免の直後のことである。

マッカーサーの去った後、占領政策は、仕上げの段階に入っていた対日講和と直結し、対日講和にもとづいて具体的措置をはかっていくものとなっていく。(マッカーサーの後任リッジウェイ総司令官は5月1日、日本政府にポツダム政令の審議を許可、日本政府は政令諮問委員会を設置、51年後半よりGHQの了解のもとに各種の占領管理権の移譲がすすむ。)

(4)1951年中葉、朝鮮戦争はマッカーサーの罷免(4.11)、マリック国連ソ連代表の休戦提案(6.23)、休戦会談開始(7.1)、を経て休戦の方向にむかうとはいえ、朝鮮、インドシナはいぜんとして不安定であり、アジア状況は長期的な緊張持続の様相をしめしていた。

こうしたなかで、急テンポで講和条約・安保条約の仕上げがすすむが、講和後の日本に対するアメリカの政策の中心は第1節でみたようにあくまでも軍事的なものであって、経済に対する政策は、この中心的政策を軸として、それとの関連において捉えられていたといえる。

講和後のアメリカの対日政策目標を簡潔にしめした1951年5月17日の国家安全保障会議の決定⁽³⁶⁾(NSC, 48/4)でも、この点明らかであって、対日政策の中心はアジアの反共体制に対する軍事的「貢献」におかれ、日本を「極東の安全保障と安定に貢献しうるような国家になるよう援助すること」が中心目標にすえられている。そして、経済問題については、この中心目標との関連で、「日本が経済的に自立し、アメリカとアジアの非共産諸国の経済安定のために重要な物資とサービスの生産をなしうるよう援助する。とくに低価格の軍需物資の供給に重点をおく。」とされている。

なおここでは「アメリカとアジア」への供給となっているが、この「決定」ではアジア諸国における反共体制の確立の援助が中心課題であるし、当時の状況からみても、中心はアジア諸国への供給(アメリカの域外調達ふくむ)であると考えてよいであろう。朝鮮戦争は一応休戦の方向にむかうとはいえいぜんとして朝鮮、インドシナ状況が不安定で緊張が長期化の様相をしめすこの時期には、アメリカ自体の軍需生産拡大は沈静化が予想されるものの、アジア諸国への援助がアメリカにとって緊急問題となりつつあったからである。

いま一つ、この「決定」では経済関係は上の指摘だけであるが、「警察予備隊と海上警備隊が効率的な軍事組織に発展するよう編成、訓練、装備を強化し、『適切な軍事力』に成長することを援助する」とされているので、このことと関連して日本の防衛力強化のための経済力強化ということも、——この「決定」で想定していたかどうかはともかく——講和後の対日経済政策の重要目標の一つとなっていく。

当時のアメリカ側の動向をあわせて考えてみても、講和後の対日経済政策の重要目標は、第1節

注(36) この決定内容については、秦郁彦『アメリカの対日占領政策』(534頁)を参照した。

でみた講和条約・日米安保条約のしめす基本的目標にそくして、(1)アジアの反共体制の確立・維持のために物資・サービスを低価格で供給するよう日本の経済力を強化することと、(2)日本の防衛体制強化——日本の自衛力強化と(講和後)日本駐留米軍維持の防衛分担費の負担——のために日本の経済力を強化すること、にあったといえよう。

対日講和交渉の最高責任者であるダレス特使は、1951年1月の講和交渉開始以降、再三日本の防衛力強化=再軍備を要望し、(再軍備をふくむ)日米共同防衛のための日米経済協力を主張していたが、それと同時に、講和後において、日本の経済力をアジアの開発援助と結びつけていく構想をもっていた。

ダレス特使は対日講和後の日米関係についての外人記者会見(1951.4.19)でつぎのようにのべている。「……将来の日本経済は、後進国が必要とする生産財——レール、機関車、クレーン、トラック、ジープ、灌漑計画や、港湾施設のための設備を創出し、これと交換に鉄鉱石や原油、生ゴム、錫等の原料および食糧を輸入することとなろう。この過程にすすむための呼水的な機能を果たすために ECA 援助が活用されよう。……この日本の原料確保は米の国防生産への協力において、とくに相対的に少量の原料と、日本が提供しうる多量の熟練労働を要する種類の商品生産において可能となろう。この生産は現在 SCAP において計画がすすめられている。」⁽³⁷⁾

また、1951年10月28日、ドッジ氏が4度目に来日、約1カ月にわたって日本側主脳と会談したが、「氏の使命は日本の防衛力の裏付けとなる財政能力の測定に重点がおかれ、防衛分担金と警察予備隊費を日本がどれほど負担し得るか、に重点が向けられた。」⁽³⁸⁾という。ドッジ氏は滞日中、輸出の促進や物価上昇抑制に対する政府の政策が手ぬるいと再三警告を發し、離日声明でも「産業の合理化、能率の増進、生産費及び価格の切下げなどの継続的且つますます積極的な行動」とともに、「不急物資輸入」や国内消費向け生産のための輸入の削減と輸出増大を強調し、その輸出促進を「東南アジアの開発」⁽³⁹⁾に結びつけている。

ドッジ氏はつぎのようにもいう。

「日本の業界人などは日米経済協力はアメリカからその具体的な計画が示されると考えているようだが、これは誤りである。日米経済協力は、日本が国際収支を改善して経済的に自立するために行なうもので、そのためにはどうすればより多くの受注や輸出を増加することができるかを自ら考えるべきである。

政府が考えている協力のため連絡協議会の設置は、その意味では日本の政策をアメリカの政策に適合させるに役立つから、早急に活動するようにしてほしい。又東南アジアの開発は、ドル不足改善策⁽⁴⁰⁾としても、運賃節約のうえでも必要だから極力推進してほしい。」

注(37) 『資料、戦後20年史(2)』141頁。

(38) 『戦後経済史(経済安定本部史)』259頁。

(39) ドッジ氏の離日声明(1951.11.29)。同上の付録に全文収録されている。

(40) 同上、265～6頁。「連絡協議会」とは、経済安定本部長官が会長となり51年11月16日設置されたものである。

なお、わが国の側では、経団連（経済団体連合会）が、1951年1月、ダレス特使による講和交渉の開始と対応して、日米経済提携懇談会（51.2.9）を発足させ、アメリカ側の意向を把握しつつアメリカ側に対し日本財界の各種要望を提出する活動を行なっていたが、講和条約調印の前後の総司令部との会談や、10月の総司令部（経済科学局特別補佐官モロー、陸軍省占領地担当局経済部長リード博士など）と日本財界との懇談会（10.25～26）を通じてアメリカ側からえた「強い印象」をつぎのようにまとめているのが注目される。すなわちアメリカ側によれば、「朝鮮問題は一応解決を見たとは言え、南北に分かれていることは、まさに従来どおりであって、いつまた再発しないともかぎらない。極東における安全保障に万全を期するには、日本にも自衛力を持たせ、アメリカの直接的負担をいくらかでも軽くする一方、日本の遊休設備を活用して、東南アジアの復興に役立たせるとともに、朝鮮動乱の善後措置、およびアメリカの国防動員計画に、日本の経済力を活用したいという考え方が一貫して貫かれていたことである。朝鮮動乱ブームで消費経済面の活動が急速に高められつつあるやに見えた日本経済に対して、不急不要物資の抑制と重要物資の統制の必要性を繰り返し指摘したのも、これらの事情を反映してのことであつた。」⁽⁴¹⁾

（5）ところで、講和後の経済政策の目標が以上の点にあることは明らかであったが、講和前後の時点では、それらを実現する政策の具体的内容や見通しは明確になっていなかったと思われる。

たとえば、（1）のアジア諸国の反共体制の確立・維持のために日本の経済力を利用するという問題についても、国家安全保障会議決定では「低価格の軍需物資の供給」に重点をおくとなっているが、ダレス特使では、日本による各種の生産財の供給と原料・資源・食糧の輸入という関係を通じての後進国の援助・開発となっており、ドッジ氏でも同じような東南アジア開発のようである。アジア諸国の反共体制の確立・維持のための「貢献」であるとしても、軍需物資供給による軍事援助と、資源・原料獲得と生産財を中心とする完成品供給とを結びつけた開発とでは内容は異なるが、これらを吟味した上で具体的政策が明示されていたわけでは決してない。当時のアメリカにとっては、第1節でみたように、アジアにおいて反共防衛体制を確立することが急務であり、その体制の確立・維持のために各種援助の必要度が急速に高まっていることは明らかであったとしても、アジア諸国に対してどのような内容の援助・開発を行なうべきかという具体的計画や見通しはまだはっきりしていなかったというのが実状であろう。

1951年中葉、アジアの開発・援助のために日本の工業力を活用しようというアメリカ当局の動きが活発し、ウィルソン国防動員本部長官の構想の発表、⁽⁴²⁾ 経済協力局（ECA）の東京事務所（アメリ

注(41) 防衛生産委員会『防衛生産委員会十年史』（1964年）26頁。同様の見解は、8～9頁にもある。

(42) ウィルソン構想は、東南アジアから日本に原料を供給させ、日本には見返りに完成品、とくに資本財を輸出させるという形で日本経済の全面的活用をはかるというもので、アジアで強力な経済統合を実現しようという考えであった。（『朝日新聞』1951年7月23日）。

カ⁽⁴³⁾の経済援助をうけているアジア諸国のための日本工業品の買付け機関）の設置、モロー経済科学局特別顧問団長の調査団はじめ各種調査団のアジア派遣などが行なわれたが、これらはアメリカのアジアの開発・援助に対する本格的取り組みの開始をしめすものとはいえ、そこにはなお統一された具体的計画は存在していない。（アメリカでは、この時期に、対外援助は、相互安全保障法MSAによる軍事援助を主体とするものへ移り、'51年11月末には経済援助のためのECAは解消され、MSAの機関が新設されていく。）

したがって、日本に対しては、アジアの反共体制への「貢献」の基礎として、とりあえず、朝鮮戦争特需ブームのもとで露呈した日本経済力の脆弱性——価格の暴騰と国際的割高に端的に現われた脆弱性——を克服することが要求されたのである。このことは上にみたマーケット声明、ダレス特使やドッジ氏の発言などに一貫してうかがわれるところであるし、講和後の日本経済の再検討を行なうため約1ヶ月間渡米していたマーケット経済科学局長の帰任報告⁽⁴⁴⁾（1952.3.11, GHQ 発表）でも明らかである。

経済安定本部が、GHQ の意向の推移、ドッジ氏の厳しい見解などをくみとって作った講和後の経済計画＝「経済協力試案」（1952.1月末）において、電源開発と「機械、設備の合理化、近代化」を中心とした資金援助と、「自衛力増加のための必要資源の生産向上策」として「設備・機械等を含めた外資導入」とを要請しようとしているのは、以上のアメリカ政策の現状の反映として注目されよう。⁽⁴⁵⁾

（6）以上のことは、講和の前ににわかにクローズ・アップされた兵器生産・防衛生産問題についてもある程度共通しているように思われる。

GHQ は、占領直後の指令第3号（1945.9.22）で武器、弾薬、戦闘用海軍艦艇、航空機、これら⁽⁴⁶⁾部品のすべてについて、「生産は許可せられず」としていたのに対し、'52年3月8日「総司令の承認なくしては生産を許可せられず」と修正するよう指令、総司令部の承認があれば生産できるようにした。⁽⁴⁷⁾さらに4月15日にはこの許可権を日本政府に移譲してただちに兵器生産実施を可能とした。4月26日には航空機工場314、軍工場131を含む賠償指定850工場の返還が行なわれた。

またバーディング米国防動員局次官も、「米国防生産当局が日本の高度の工業能力を連合国の防衛努力に結びつける方途を検討中である」とのべた。（同上）

日本鉄鋼連盟『戦後鉄鋼史』（1959年）は、このウィルソン構想やバーディング発言を、鉄鋼業に明るい見通しを与えたものとして取り上げている。（116頁）

注(43) これは、ECA の「米国のアジア援助計画の遂行にあたり日本の工業を全面的に活用する計画」にもとづく見体的措置である。（『朝日新聞』1951年7月29日）

(44) 「報告」は、対日借款が日本の財政・金融政策、「経済安定工作」、「借款支払計画」に依存すること、米国の域外調達に参加できる範囲が、「米国の使用可能の資金」と、「日本の受入価格、返済能力」によって規定されること、生産方法の改善、物価の引下げなどについての具体的措置が必要なこと、を指摘している。また、具体的に「日本は特に電力開発及び海運振興計画に注目すべきで、これら計画を遅滞させてはならない。」と指摘している。この GHQ 発表は、前掲『戦後経済史（経済安定本部史）』付録に、収録されている。

(45) 同上、266～7頁。

(46) 外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集（1）』81～2頁。『資料・戦後20年史（2）』10頁。

(47) 『資料・戦後20年史（2）』165頁。

これによって、わが国では兵器生産・防衛生産問題がにわかにクローズ・アップされていった。わが国政府は通産省重工業局に航空機課を設置、航空機のみならず一般兵器生産の行政を担当することとしたほか、「航空機製造法」(‘52.7.15.公布)、「武器製造法」(12.11)などの具体的対策をこころじた。経団連はかかるアメリカの政策に対応して、アメリカ側と交渉を重ねつつ、先の日米経済提携懇談会を経済協力懇談会に改組し(1952.8.13.正式発足)、総合政策委員会、防衛生産委員会、アジア復興開発委員会を設置し、当面は防衛生産委員会に「活動の重点を置いて新事態に対処することを決定し」、ここに防衛生産促進活動は公然かつ活発に展開されることとなる。⁽⁴⁸⁾

しかし、この時期には、アメリカは、上にみた対日経済政策目標実現のため、兵器生産の再開・促進の政策を打ち出すものの、その将来に対し明確な計画と見通しをもっていたとはいえない。というより、一方では日本の兵器生産能力のいちじるしい劣悪さにより、他方では、前述のアジア状態の不確定さ、さらに一層重要な問題として日本の自衛力増強の実現の不明確さによって、日本の兵器生産増強について明確な見通しと計画をたてることが困難であったという方が適当であろう。

アメリカが日本の兵器生産を許可した直接的理由は、朝鮮戦争の過程で火薬・弾薬類の緊急調達が必要であったこと、航空機・艦艇の修理・修理用部品の需要が強まったこと、であった。事実、兵器生産再開後、ただちに特需のなかで兵器が急増したが、その大部分は火薬・弾薬類であった。⁽⁵⁰⁾アメリカは、日本の兵器生産にかんする調査から、日本の兵器生産能力が「米国筋の要望にそったものではなかった」ことを知っていたから、アメリカとしては、当面のところ、火薬、弾薬、車輛、航空機等の修理を活用するとともに、日本の自衛力増強と対応して兵器生産能力の拡充をはかる方針であったと思われる。⁽⁵¹⁾

アメリカが講和後の日本に対してもっとも強く要望した問題は、安保条約前文に指摘された日本の自衛力の増大であって、この増大する自衛力に対する兵器供給能力を育成・強化していくことが、兵器生産に対する基本方針であった。講和前後、兵器の「域外調達の将来性」についてアメリカ側

注(48) 防衛生産委員会事務局長の千賀鉄也氏は、経団連内に作られた日米経済提携懇談会の発足、組織のあり方についても、その経済協力懇談会への改組についても、前もってGHQと話しあっていたという。(近藤完一、小山内宏監修『戦後産業史への証言(3)エネルギー革命・防衛生産の軌跡』1978年、毎日新聞社、215～6頁、218～9頁など)。

なお、この千賀氏の「証言」は、兵器生産・防衛生産の再開・拡大にかんし、興味深い多くの問題に言及している。

(49) 『防衛生産委員会十年史』9頁。

(50) 「……同年(‘52)年5月に大阪機工が完成兵器生産第1号として4.2インチ迫撃砲528門を受注して以来、完成兵器および弾薬の発注は尻上りに増加し、その後1年間の発注総額は7,329万9,000ドル、邦貨にして約263億8,000万円である。しかしその内訳をみると火薬、弾薬の発注額は7,209万7,000ドルに達し、総額の98.6%強に当たるのに対して、完成兵器はわずかに113万2,000ドルにすぎなく、率にして1.4%である。しかもその完成兵器は野戦兵器で、これは戦時中にはほとんど中小企業部門が生産を担当していたものであって、この点からみても兵器工業の実体はまだまだ貧弱なものであることが知られる。なお、その後29年7月までの分は総計6,500万ドルと推計されているが、大部分が火薬、弾薬であることに変わりはない。」(通産大臣官房調査課編『戦後経済10年史』1954年、259頁)。

(51) 兵器生産許可に先だち、1951年10月には米ダグラス航空機調査団による航空機製作会社の設備能力の調査、'52年2月には米国家生産局金属工業施設部長クラークを中心とする工作機械調査団の調査が行われたが、調査報告によると、日本の現状は「米国筋の要望にそったものではなかった」(同上、28頁)。

と交渉していた経団連によると、アメリカ側の「回答は、第一に日本の武器生産に対する受入能力如何ということ、第二は、日本の自衛力漸増規模如何ということであつた⁽⁵²⁾」という。

ところが、日本の自衛力は、すでに指摘したように講和発効前後、警察予備隊の増員、海上警備隊創設、それらの保安隊への改組と、増大・拡充していくものの、アメリカ側の要求どおりにはすまなかつた。その後アイゼンハワー政権（1953.1月発足）で国務長官となったダレスは、日本に対しMSA法適用による援助を行なうと発言（1953.5.5）、日本の自衛力増大・再軍備に対する要求とそれを前提としたMSA援助の交渉が具体化する（'53.7.15.MSA交渉第1回会合）が、10月以降4週間にわたって行なわれた池田・ロバートソン会談でしめされたように、アメリカ側の自衛力増強の要求・それを前提とする軍需生産援助の構想は、あまりにも過大な要求のため、アメリカ側の期待通りの結論にはいたらなかつた⁽⁵³⁾。

このように、兵器生産・防衛生産の増強についても、アメリカ側の基本要求は明らかではあったが、計画の具体化は必ずしもスムーズにはすすまなかつた。したがって、この時期には、兵器生産そのものを増強する作用よりもむしろ、兵器生産問題がアメリカの講和後の対日政策と結びついてにわかにクローズ・アップされることを通じて、この兵器生産を支える基礎的重要産業——電力、鉄鋼、工作機械、造船など——の技術改良投資・生産力発展を促進するという作用の方がはるかに着実に効果をあげていくこととなるのであった。

× × ×

以上では考察の対象はアメリカの対日経済政策に限定されている。

朝鮮戦争下の諸条件のもとで、第1節でみた軍事的・政治的枠組みと第2節でみたアメリカの対日経済政策の基本方針のもとで、わが国の政府・財界が一連の国独資的政策の整備をはかりつつ重要基礎産業の設備改良投資を開始、1955年以降本格化する新鋭重化学工業創設・「高度成長」展開の基礎が作りあげられていくことは、次稿の分析課題である。

（経済学部教授）

注(52) 『防衛生産委員会十年史』49頁。

アメリカが、たえず日本の自衛力増強を要求し、それとの関連で防衛生産拡大への援助を考えていたことは、前掲の千賀鉄也氏の「証言」でも明らかである。

それゆえにまた、防衛生産委員会は、まず自衛力増大規模の試算のうえ兵器生産能力拡大を計画した、有名な「防衛力整備に関する試案」（1953.2）を作ることになるのである。

(53) アメリカ側は、地上部隊をただちに18万人に増強し、将来32.5～35万人に拡大するよう要求したといわれている（秦郁彦『史録、日本再軍備』199頁）が、池田・ロバートソン会談共同声明（'53.10.30）では、日本の「憲法上」、「経済上」、「予算上」その他の制約を考慮して日本側が「今後とも自衛力の増強を促進するための努力を続けるであろう。」という形に落着いた。（『資料、戦後20年史（1）』645頁）。